

赤坂・青山シニアファッションista事業 運營業務委託事業候補者募集要項

本件は、平成 30 年 4 月から実施する事業のため、予算の議決前に運營業務委託事業候補者を募集します。

よって、予算が成立しなければ契約することができないことをご理解のうえ、ご参加ください。

平成 29 年 12 月

港区赤坂地区総合支所協働推進課地区政策担当

1 目的

赤坂地区は、港区の中で最も高齢化率が高い地域です。(約 21%：平成 29 年 9 月 1 日現在)

港区の高齢者のいきがいくりのための事業では、サロン事業や高齢者施設での健康体操、老人クラブの活動助成等がありますが、平成 25 年度に実施した区民参画組織の分科会メンバー（区民の方）からは、区に取り組む事業に対して、過度な高齢者扱いと感じて敬遠している方々がいるとのご意見が寄せられました。

赤坂・青山シニアファッションista事業とは、そのような方々に目を向けた高齢者サービスとして、ファッション等流行の最先端の一端を担う赤坂地区の特色を活かし、赤坂地区内の企業等による協力のもと、シニアのライフスタイルを向上させるため平成 27 年度から実施しているものです。

平成 30 年度からは、地域の企業、団体等の協力を得て、シニアのライフスタイルを向上させる情報誌を作成し配布します。シニアに向けたファッションやライフスタイル情報を発信し興味を持ってもらうことで、よりいきいきと過ごせるよういきがいくりの推進を図ります。

本件は、情報誌発行における「企画」から「入稿」までにおけるすべての業務を実施する事業者を募集し、公募型プロポーザル方式により事業者を選考するものです。

2 業務概要

- (1) 業務名 赤坂・青山シニアファッションista事業運営業務委託
- (2) 業務内容 シニア向け情報誌の作成（企画から入稿までにおけるすべての業務）
※詳細は別紙仕様書（案）のとおり
- (3) 参考事業規模額 2,284,000 円（税込み・1 年度分）

この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すものであることに留意してください。なお、提案は、この金額を超えないものとしてください。

また、別途印刷経費として 998,000 円（一年度分の経費・年間最低で 3 回以上発行・各号 7,000 部程度）を想定しています。情報誌の企画提案をする上での参考金額にしてください。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者としします。各要件は、参加表明書提出日を基準日としします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- ① 港区の競争入札参加資格登録業者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- ③ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- ④ 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 16 年 7 月 30 日 16 港政契第 238 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- ⑤ 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 26 日 23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
 なお、共同事業者もすべての参加資格を有していること。

4 応募手続き

(1) 提出書類

※資料は原則として A4 版で作成してください。なお、今回ご提案いただいた内容は、選定後に必ず使用されるものではございませんので、あらかじめご了承ください。

提出書類		内容
1	応募申込書	第 1 号様式
2	応募事業者概要	第 2 号様式
3	業務実績	第 3 号様式
4	業務に対する基本姿勢	第 4 号様式
5	業務体制に関する事項	第 5 号様式
6	情報誌の企画提案	第 6 号様式
7	スケジュール提案	第 7 号様式
8	見積書及び内訳書	様式自由 ※項目ごとの内訳を明記してください
9	・共同事業体構成書 ・共同事業体協定書兼委任状 ・委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）	共同事業体を構成する場合のみ第 9 号様式－1～3 をご提出ください ※条件等については、後述（2）区外事業者の参加についてをご参照ください
10	ワーク・ライフ・バランス推進企業確認書類	該当する場合のみご提出ください。 ※後述（3）ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価をご参照ください

(2) 区外事業者の参加について

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会を円取る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。（これにより区外事業者単独での参加を妨げるものではありません。）

区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、「一次審査における合計評価点」の 5% を加点（小数点以下切上げ）とします。やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

○ 共同の方法

複数事業者による共同事業体の結成 共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

<提出書類>（9 号様式－1～3）

- ア) 共同事業体構成書
- イ) 共同事業体協定書兼委任状
- ウ) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

(3) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価

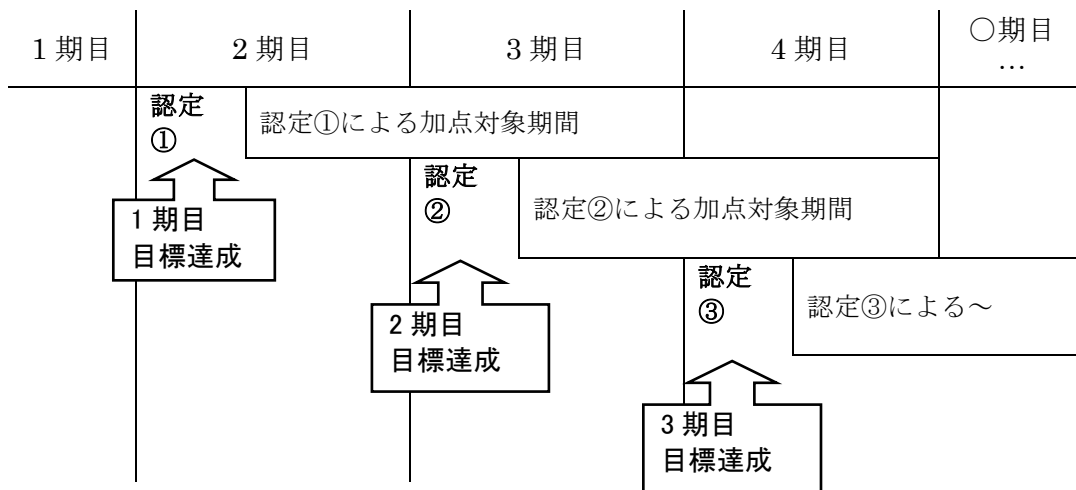
港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における必須の評価項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ワークライフバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



(4) 提出部数

提出書類を1つのファイルに綴じて、正本1部、副本7部作成してください。副本は、応募事業者の社名や応募者が特定できるシンボルマーク等の記載をしないでください。また、指定した書類の他、審査を行う上で必要と認めるときは、追加資料の提出を求められることがあります。

合わせて、上記の電子データ一式をCD-R1枚に入力し、提出してください。入力する内容は正本と同様にしてください。ただし、社印及び代表者印の押印は不要です。

(5) 提出先・担当部署

〒107-8516 港区赤坂4丁目18番13号
赤坂地区総合支所協働推進課地区政策担当

TEL 03-5413-7013 FAX 03-5413-2019

- (6) 提出方法 事前に電話で予約のうえ、直接持参してください。郵送又は電送等による提出は受け付けません。
- (7) 募集要項等の配布場所、申込受付期間
- ア) 配布場所 (5) 提出先に同じです。なお、港区ホームページ(新着情報→プロポーザル)からも入手できます。
- イ) 受付期間 平成30年1月10日(水)から1月22日(月)まで
※受付時間は平日の午前9時から午後5時までとします。受付期間後の申請書等の差し替え及び再提出は認めません。
- (8) 募集要項等に関する質問書の受付期間、提出方法及び回答方法
- ア) 提出方法 指定様式(第8号様式)により、電子メールで提出してください。メールの件名は「～運營業務委託(会社名)」としてください。なお、送信先アドレスは第8号様式をご参照ください。
- イ) 受付期間 平成30年1月9日(火)正午まで
- ウ) 回答方法 平成30年1月9日(火)午後5時までに、電子メールで質問内容とその回答を送付します。
- (9) 提出にあたっての注意事項
- ア) 法令遵守
業務遂行については法令遵守してください。個人情報保護については、「港区個人情報保護条例」及び「港区情報安全対策指針」を遵守してください。
- イ) 応募費用
本提案に要する費用は、プロポーザル応募者の負担とします。
- ウ) 著作権
提案書の著作権は、応募者に帰属します。ただし、区は事業候補者の公表等必要な場合には、応募申込及び運営提案書内容を無償で使用または公表することができるものとします。
- エ) 提出書類の扱い
区に提出された書類は、理由を問わず返却しません。また、区が提供した資料は、応募に係る検討以外の目的にすることを禁じます。さらに、目的の範囲内であっても、区の了承を得ずに第三者に対してこれを使用させること及び提示することを禁じます。
- オ) 重複提案について
プロポーザル参加者につき、運営提案書は1つとします。
- カ) 追加書類の提出
区が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めます。
- キ) 連絡における事故の扱い
メールの通信事故等については、区は一切の責任を負いません。
- ク) 区職員との接触について
当該要項の公表日以降、区が提供する機会を除き、選考委員、区職員及び本件関係者に対して、本件提案に関する(質疑を含む)接触はできません。やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合はプロポーザルの参加資格を取り消しますのでご注意ください。

ケ) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は、選考を中止することがあります。

コ) 応募の辞退について

応募書類を提出した後、辞退する場合には、「辞退届（第10号様式）」を提出してください。ただし、第一次審査の通過以降は辞退することができません。

5 事業者候補決定までの日程（予定）

(1)	12月26日（火）～ 1月19日（金）	募集要項等の配布
(2)	1月9日（火）正午まで	質問受付
(3)	1月9日（火）	質問回答
(4)	1月10日（水）～ 1月22日（月）	申込受付
(5)	1月下旬～2月上旬	一次審査（書類審査）、第一次審査結果通知
(6)	2月中旬	二次審査（プレゼンテーション） 事業者候補者決定 総合評価結果通知
(7)	平成30年 4月1日（水）～	事業実施

6 事業者候補者の決定

(1) 審査方法・審査基準

事業者候補については、「港区赤坂・青山シニアファッションista事業運営業務委託事業者候補者選考委員会」を設置し、その審査に基づき決定します。

選考委員会において、「一次審査」及び「二次審査」を実施します。

審査は点数化して評価します。一次審査及び二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業者候補者として選考します。

なお、区内事業者または区外事業者が区内事業者と共同参加する場合及びワーク・ライフ・バランス推進企業は、それぞれ一次審査における評価点の5%を加点します。

ア) 一次審査（審査書類）

参加条件を具備した事業者について、書類審査を行います。審査項目の合計点が高い概ね3者を一次審査通過とします。

一次審査項目

審査項目	主な評価点
事業候補者の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアのライフスタイルをテーマにした業務実績 ・情報誌作成業務実績
業務に対する基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的・条件の理解 ・地域特性の理解 ・本業務に対する意欲
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・人員体制の確保 ・安全対策 ・事故発生時における対応 ・個人情報等の取り扱い
企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアのライフスタイル向上・いきがづくり促進につながる内容か ・地区内の企業・団体・人と協働する企画であるか ・独創的であり具体的な内容であるか ・自治体が発行する情報誌であることを意識しているか ・高齢者向けのデザインであるか ・デザイン性の高い誌面提案であるか ・事業成果の確認方法は妥当な手段であるか
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・3か年の事業であることを前提に、事業の展開を見据えているか ・実現性・妥当性のあるスケジュールであるか
見積もり価格	見積もり額は業務規模範囲以内か。事業提案項目事項に照らし、適正・妥当な価格となっているか。

イ) 二次審査

二次審査では、プレゼンテーション、ヒアリング、質疑応答及び第一次審査提出書類等を総合的に評価・審査します。

所要時間は30分程度を予定しています。プレゼンテーションは受注した際の業務担当者が必ず行ってください。

詳細スケジュール等については、一次審査通過者に別途通知します。

審査項目	主な評価点
理解度	事業や地域に関して適切に理解されているか
独自性・創造性・実現性	提案内容に独自性、創造性、そして実現性があるか
発展性	将来的に事業が発展するための提案がされているか
意欲・積極性	事業運営に対する意欲や積極性の有無
区、協力企業等との協調性	区及び協力企業等との調整

(2) 結果の通知

各審査終了後、すべての参加者に対しメールで通知します。

7 結果の公表

選考結果及び選考過程は区の情報となり、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公開します。公開する図書等は、次のとおりです。

公表は、区と事業者が契約締結後、区のホームページ等で行います。

- ① 募集要項
- ② 審査項目
- ③ 選考委員会会議録
- ④ 選考委員会報告書等

※公開しない情報は、選定されなかった事業候補者の情報で、当該事業候補者の不利益となる部分（提案内容等で公表することが適当でないと思われる事項）等とします。

8 契約関係

- (1) 区は、事業候補者と契約を締結するに当たり、港区契約事務規則（昭和 39 年 3 月 31 日規則第 6 号）第 39 条の 2 の規定に基づき港区業者選定委員会要綱（昭和 43 年 7 月 29 日 43 港総財第 491 号）第 1 条に定める港区業者選定委員会の審議を経ます。審議の結果により、契約を締結しない場合があります。
- (2) 事業候補者は、本プロポーザルにおいて選定されたことを以って運営期間中すべての契約を当然に締結し得る権利を有するものではありません。契約内容（範囲）については、別途協議を行います。
- (3) 委託期間については、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までです。
※本事業は、平成 30～32 年度までを計画した事業ですが、契約は単年度契約であることに留意してください。
- (4) 本契約の運営実績の評価が良好な場合、最長 3 年まで単年度契約をすることがあります。

9 担当・問合せ

港区赤坂地区総合支所協働推進課地区政策担当

〒107-8516 港区赤坂 4 丁目 18 番 13 号 赤坂コミュニティーふらざ 2 階

電話：03-5413-7013 F A X：03-5413-2019